

白川町電子入札運用基準

(目的)

第1条 この電子入札運用基準は、白川町電子入札実施要領に定めるもののほか、発注者と入札参加者（見積参加者）が、コンピュータ及びネットワーク（インターネット）を利用したシステムで行う入札手続（以下「電子入札」という。）を円滑かつ適切に運用できるよう、その取扱いを定めるものとする。

(書面入札承諾の基準)

第2条 町長は、入札参加者から次の各号のいずれかの事由に該当するとして、書面入札方式参加申出書（様式第1号）により、従来の書面による入札（以下「書面入札」という。）での参加申出があった場合には、書面入札を承諾するものとする。

- (1) 電子認証局が発行した電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請（申請の準備を含む。）している場合
- (2) 電子入札導入の準備中である場合
- (3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 電子入札から書面入札への変更（電子入札による手続開始後、入札参加者から書面提出への変更を求められた場合に限る。）は、入札締切通知書発行までの間で次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該入札参加者の電子入札から書面入札への変更を承諾するものとする。ただし、全体の入札手続に影響があると認められるときはこの限りでない。

- (1) システム障害により締切りに間に合わないとき。
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となったとき。
- (3) 町長がやむを得ない事由があると認めるとき。

3 町長は、前項の規定により、電子入札から書面入札への変更を承諾した場合は、速やかに入札参加者に書面入札方式参加申出書を提出させるとともに、書面入札業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、書面入札業者としての登録後においては電子入札システムにかかる作業は行わないよう指示するものとする。ただし、電子入札システムにより既に実施済みの書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付、受領手続を要しないものとする。

また、電子入札システムにより指名通知書を既に発行済みの場合は、書面入札での参加についての情報のみ公開し、電子入札での参加についての情報は非公開として取り扱うものとする。

4 書面入札による参加の場合は、指定の日時までに白川町役場総務課財政係まで提出しなければならない。この場合において郵送による提出は認めないものとする。

(案件登録)

第3条 電子入札の入札書の受付締切り予定日時は、開札予定日の前日の午後4時を標準とする。また、書面入札による入札書の受付締切り予定日時も同様とする。この場合において、その他の期間及び日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の書面入札における運用に準じて設定するものとする。

2 公告日以降において、案件登録情報のうち、場所・入札方式・工種区分・入札時VE・落札方式・評価項目名称・工事コンサルタント区分・工事費内訳書提出有無・建設リサイクル

法該当有無のいずれかについて錯誤が認められた場合は、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

- (1) 錯誤案件に対して、入札参加確認申請書（これらに係る提出書類を含む。以下「資料等」という。）の提出が行われるのを防ぐため、締切り日時の繰上げ変更を行う。
 - (2) 件名に、追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。
 - (3) 錯誤案件を締め切った後、当該案件を新規の要件として改めて登録する。
 - (4) 既に資料等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料等を送信するように依頼する。
- 3 特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から書面入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「書面入札に移行」と追記し、当該案件に係る電子入札処理を行わないものとする。

（仕様書等資料）

第4条 発注者は、仕様書等資料については、原則として、電子ファイルとして、電子入札に登録するものとする。なお、使用するファイルの容量は、1 ファイルにつき10MB以内とする。

- 2 発注者は、入札参加者が電子入札システムから仕様書等のダウンロードが困難な場合は、電子メール等別方法により送付するものとする。

（工事費内訳書等）

第5条 建設工事における工事費内訳書及び総合評価方式の場合における技術提案書（以下「工事費内訳書等」という。）のチェックは、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 工事費内訳書等は、入札書と同時に提出させるものとする。
 - (2) 工事費内訳書等は、内容が外部に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。
 - (3) 工事費内訳書等は、開札時間後にチェックすることができるものとする。
- 2 工事内訳書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存ファイル形式は、次の各号のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。
- (1) Microsoft Word
 - (2) Microsoft Excel
 - (3) PDF
 - (4) 上記のほか特別に認めたファイル形式
- 3 ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は、指定しないものとする。
- 4 工事費内訳書等は、入札書の送信時に、原則として1MB（総合評価方式における技術提案書を送信する場合にあっては、工事費内訳書の容量を含む。）に収めるように作成した上で、添付して提出させるものとする。
- 5 入札書に工事費内訳書等が添付されていない場合は、当該入札を無効とする。
- 6 入札参加者から提出された工事費内訳書等へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、原則として持参により改めて提出するよう指示するものとする。

(開札)

第6条 開札の結果、最低入札価格が予定価格を超過している場合に同一入札参加者で再度入札をする場合（以下「再入札」という。）は、再入札の入札書又は見積書の受付時間を、開札当日の再入札を通知した時から午後3時までを標準として設定するものとする。

2 開札予定時間から落札決定通知書、再入札通知書等の発行まで著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

3 電子入札システムによる入札書受付締切り後、その開札までの間（書面入札業者がいる場合も同様）に入札参加者が入札辞退を申し入れた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを認めるものとする。

(1) 入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合

(2) 町長がやむを得ない事由があると認める場合

4 前項の規定により入札書受付締切り後の辞退を認めた場合は、次に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 入札の辞退をしようとする入札参加者には、電話及び電送による入札の辞退の申出をさせるとともに、速やかに書面にて入札辞退届（様式第2号）の提出をするよう求めるものとする。

(2) 入札状況登録において、辞退した入札参加者にチェックを入れ、当該入札書は、開札しないものとする。

(3) 前項第1号に該当する場合は、他の案件を落札したと認められる書類を提出するよう求めるものとする。

5 落札となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ対象者」という。）が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) くじの対象者が、全て電子入札に参加している場合は、くじを実施する旨を当該くじの対象者に通知し、入札書送信時に表示される入札書受信確認通知に記載されたくじ番号により電子くじを実施し、落札決定通知書を電子入札システムにより送信するものとする。
なお、くじ番号とは、入札参加者が入力した任意の番号に入札書の受付時刻の秒の部分を加算して決定したものを使用する。

(2) くじ対象者が、電子入札と書面入札で参加している場合は、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額・実施日時・実施場所を明記した保留する旨を記した通知（以下「保留通知書」という。）を電子入札参加者は電子入札システムにより送信し、書面入札参加者は、速やかに電話連絡するとともに電子メールにより通知するものとする。

また、くじの実施後の落札者決定の通知も同様とする。

(3) くじ対象者が、全て書面入札で参加している場合は、前号に規定する書面入札参加者の取扱いに準じるものとする。

6 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容及び復旧の可否について調査確認を行い、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 直ちに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合は、入札書受付締切り予定時間及び開札予定時間の延長変更を行うことができる。ただし、ICカードの紛失・破損・端末の不具合等入

札参加者の責による障害であると認められる場合はこの限りでない。

ア 天災

イ 入札参加者が使用するコンピュータの存する地域の停電

ウ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害

エ そのほか、町長が時間延長をすることが妥当であると認めた場合

- (2) 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合は、仮の日時を入力した日時変更通知書を電子入札システムで送信するものとする。なお、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行うものとする。正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信するものとする。この場合において、日時変更通知書又は再度変更通知書を電子入札システムで送信できない場合は、電話及びメール等で対応するものとする。
- 7 発注者側の障害が発生した場合は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。
- (1) 障害復旧の見込みがある場合は、入札書受付締切り予定時間及び開札予定時間の延長を行う。
- (2) 障害復旧の見込みがない場合は、書面入札に変更するものとする。
- (3) 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合及び正式な開札日が決定した場合については、前項第2号の取扱いに準じるものとする。
- 8 入札締切り予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者は辞退したものとして取り扱う。
- 9 落札者がいない場合の随意契約（以下「不落随契」という。）移行時に電子入札システムにより送信するメールは、次の内容を記載するものとする。
- (1) 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
- (2) 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなすこと。
- (3) 不落随契に伴う見積依頼は、入札辞退者を除き、全ての入札参加者に対して電子入札システムにより依頼書を送信するものとする。
- （入札参加者のＩＣカードの取扱い等）
- 第7条 電子入札を利用することができるＩＣカードは、白川町競争入札参加者名簿に登載されている者の代表者のＩＣカードに限る。この場合において、ＩＣカードの利用者は、電子入札システムへの利用者登録を行わなければならない。
- 2 特定ＪＶにおける入札可能なＩＣカードは、特定ＪＶの代表会社の代表者のＩＣカードとする。また、特定ＪＶの応札にあたっては、特定ＪＶの構成会社の代表に対する入札・見積に関する権限の委任状（様式第3号）の提出を求めるものとする。
- 3 入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等当該入札への参加を認めないことができる。この場合において、落札後に不正使用等が判明した場合にあっては、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができ、契約締結後に不正使用等が判明した場合にあっては工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。
- 4 前項の規定において、不正に使用等した場合は、次に掲げる場合をいう。
- (1) 他人のＩＣカードを不正に取得し、その名義人になりすまして入札に参加した場合

(2) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(3) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
(その他)

第８条 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和６年９月１日から施行し、令和６年１０月１日以降に発注する対象工事に係る競争入札から適用する。

書 面 入 札 方 式 参 加 申 出 書

- 1. 発注件名等
- 2. 電子入札システムで参加ができない理由

上記の電子入札システム対象案件について、電子入札システムを利用しての参加ができないため、書面入札方式での参加を申し出します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

発注者
白川町長 様

上記について承諾します。

白川町長

(公印省略)

様式第2号（第6条関係）

入 札 辞 退 届

工事（業務）番号 第 号

工事（業務）名

上記の入札案件について、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

発注者
白川町長 様

委 任 状

〇〇〇〇共同企業体は代表者〇〇〇〇を代理人と定め、下記工事の入札（見積）に関する一切の権限を委任します。

工事番号 第 号

工事名

年 月 日

代 表 者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

構 成 者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

構 成 者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

発注者
白川町長 様